

監査結果に係る措置通知書

教育局		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(1) 特定随意契約について</p> <p>地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により福祉施設等を相手方として物品又は役務の調達に係る随意契約（特定随意契約）を行う場合には、仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号）に定める公表等の手続をするものとされている。</p> <p>ところが、学校規模適正化推進室においては、平成 30 年度仙台市立学校跡施設敷地内除草業務委託において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定を根拠として公益社団法人仙台市シルバー人材センターと随意契約（特命）を行ったにもかかわらず、調達計画・発注予定案件の公表、契約締結結果の公表及び契約課への報告を行っていなかった。</p> <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約（特定随意契約）を行う場合には、関係法令等に則り適正に処理する必要がある。特に、随意契約を行う場合には、「随意契約ガイドライン」を参照の上、十分に検討し処理する必要がある。</p>	<p>教育局各課・公所長会及び部長会において、監査結果について総務課長より説明し、所属職員への周知徹底と注意喚起を図った。また、決裁の機会等を捉えて意識的に所管業務の点検を行うよう全課公所室長へ教育長名で通知を行った。</p> <p>担当課（学校規模適正化推進室）においては、令和元年度における特定随意契約の締結に当たり、仙台市契約規則所定の手続である調達計画・発注予定案件の公表、契約締結結果の公表及び契約課への報告を遺漏なく実施した。また、調達計画等の公表時期を課内に掲示し、担当者以外にも手続の進捗が分かるよう対策を講じた。</p> <p>教育局各課・公所長会開催日 令和元年 7 月 3 日 部長会開催日 令和元年 7 月 16 日 局内通知日 令和元年 7 月 16 日</p>	